

平成25年(サ)第600197号移送申立事件

(基本事件 平成25年(ハ)第312202号)

決 定

愛知県東海市

申立人(被告)

同代理人弁護士 大久保 守 博

大阪市中央区北浜4丁目4番12号

相手方(原告) 株式会社日本保証

同代表者代表取締役 山元俊英

同代理人支配人 太刀川光義

主 文

基本事件を半田簡易裁判所に移送する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

基本事件を名古屋簡易裁判所又は半田簡易裁判所へ移送することを求める。

別紙移送申立書のとおり

第2 相手方の意見

別紙意見書のとおり

第3 当裁判所の判断

1 本件基本事件は、相手方が、株式会社武富士（以下「武富士」という。）の会社分割により、武富士と申立人との間の継続的な金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）における貸主の地位を承継したと主張して、申立人に対し、本件契約に基づく借入金、利息及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 相手方は、本件契約の契約証書に、「本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、購入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する」旨の管轄合意（以下「本件管轄合意」という。）

があることから、武富士の本社所在地を管轄する東京簡易裁判所に基本事件を提起した。

3 そこで、検討すると、本件管轄合意は、本件契約当事者の訴えの提起又は応訴の便宜を図るために定められたものであるから、本件管轄合意における「会員の住所地」及び「当社の本社所在地」は、本件契約当事者が訴えを提起する時点における本件契約当事者の所在地あるいは本社所在地を意味するものと解するのが、当事者の合理的意思に合致する。なお、この合理的意思の解釈については、これまでの抗告審の決定を踏まえ、従前の解釈を変更した。

4 本件において、相手方は、武富士から会社分割により消費者金融事業を承継し、武富士の申立人に対する本件契約に基づく貸主たる地位を承継したのであるから、武富士と申立人との本件管轄の合意は、上記の貸主たる地位の移転に伴い、相手方に承継されることになる。そうすると、基本事件の訴え提起時の「会員の住所地を管轄する裁判所」は半田簡易裁判所であり、基本事件の訴え提起時の相手方の「本社所在地を管轄する裁判所」は大阪簡易裁判所であるから、本件管轄合意により基本事件について管轄を有する裁判所は、半田簡易裁判所及び大阪簡易裁判所であるということになる。

したがって、本件管轄合意により東京簡易裁判所が基本事件の管轄権を有するとは認められず、他に、基本事件が東京簡易裁判所の管轄に属すると認めるに足りる資料はない。

5 以上によれば、本件管轄合意では会員の住所地（申立人の住所地）を管轄する裁判所を管轄裁判所の一つとしているから、民事訴訟法17条の趣旨も踏まえ、基本事件を申立人の住所地を管轄する半田簡易裁判所に移送することとし、主文のとおり決定する。

平成25年6月5日

東京簡易裁判所民事第10室

裁判官 平 鍛 勝

平成25年(ハ) 第312202号 貸金請求事件

直送済

原 告 株式会社日本保証

被 告 [REDACTED]

期 日 平成25年6月3日

## 移送申立書

平成25年5月16日

東京簡易裁判所 民事第10室5係 御中

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目8番11号

セブン丸の内ビル2階

大久保守博法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士

大 久 保 守 博

訴訟代理  
弁護士

電話 052-209-8553

FAX 052-203-8112

## 第1 本案前の移送の申立

本件を名古屋簡易裁判所または半田簡易裁判所に移送する  
との裁判を求める。

## 第2 移送申立ての理由

## 1 民事訴訟法第17条に基づく移送の申立

民事訴訟法第17条は、訴訟がその管轄に属するときも「訴訟の著しい遅滞  
を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときは」移送を認  
めている。したがって、以下の事情を考慮すれば、名古屋簡易裁判所または半  
田簡易裁判所への移送を認めることが相当である。

## 2 原告の地位

原告は営利追求を目的とする株式会社であり、株式会社武富士が会社更生



事件において、更生計画の認可決定を受け、更生計画に基づく会社分割によって、株式会社ロプロが消費者金融事業を承継し、更生会社株式会社武富士が有していた債権につき、貸主たる地位を承継し、株式会社ロプロから株式会社日本保証に商号変更して、ほぼ全国的に貸金業務を行っている。

したがって、原告が半田簡易裁判所に出頭するにつき経済的にも人的にも障害となる事項は全く存在しない。

### 3 被告の地位

他方、被告は愛知県東海市に住む一般市民であり、東京簡易裁判所に行くとなれば、交通費に加え、仕事を休まざるを得ず多大な経済的負担を強いられることになる。

なお、被告は、原告との契約当時は、愛知県大府市が住所地であったが、現在は愛知県東海市に住んでいる。

### 4 当事者の衡平及び訴訟の著しい遅滞の回避

本件訴訟の被告は一般の市民であるのに対し、原告は法人であり豊富な資金力を有する貸金業者であり、両者の地位には圧倒的な格差が存するため、本件を半田簡易裁判所において審理することは、当事者間の衡平を害するとともに、場合によっては、訴訟の著しい遅滞を生じかねない。

### 5 結論

以上の事情を考慮すれば、民事訴訟法第17条に基づき、本件を名古屋簡易裁判所または半田簡易裁判所への移送することが相当である。

以上

平成 25 年 (ハ) 第 312202 号 貸金請求事件  
原 告 株式会社 日本保証  
被 告 [REDACTED]



平成 25 年 5 月 24 日

上記原告 株式会社 [REDACTED]  
代表者代表取締役 山元一藤英三  
[REDACTED]

東京簡易裁判所 民事第 10 室 5 係 御中

### 意見書（移送についての反対意見）

平成 25 年 5 月 16 日付 移送申立書で被告は、本件を被告の管轄裁判所へ移送の申立をしている。

1. 原告カード会員規約第 1 章、第 21 条（合意管轄裁判所）には、「会員は、本契約に関する訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、購入地および当社の本社所在地を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意するものとします。」と、従前の株式会社武富士との契約がある。

被告は合意管轄裁判所に同意し、本件契約において、原告・被告間双方で書面を利用した契約における署名をしている。それは、本件申立書で被告においても顕著である。

原告は契約時、カード会員規約を交付しており、被告が当該規約に目を通さずにいたとしても、それは被告自らの判断でそうしたものであり、その結果についての責任は被告自身が負うべきものであることは明らかである。

又借主である被告がカードローン契約を締結する契約の自由を有する以上、本件管轄の合意について、貸主である原告が一方的に強制したものではない。

2. 又、被告が移送を求める簡易裁判所管轄内に原告の社員が常駐する支店等は現在なく、さらに、平成 22 年 1 月 31 日に審類が東京管理部に移管され、現地の支店には当時の記録は全く存在しない。以東京管理部にて対応し、本件に精通している担当者も東京に在籍しており、移送になれば著しい訴訟の遅延になりかねない。

3. 原告は、平成 24 年 3 月 1 日、武富士から、会社分割に伴い消費者金融事業を承継し、これにより本契約の貸主たる地位も承継したものであり、原告の本店所在地の管轄裁判所を認める部分のみを取り出しても、民法上、貸金債務のような特定物の引渡し債務以外の債務の履行場所が債権者の現住所とされ（同法 484 条）、貸金請求事件である基本事件については、法廷管轄によっても、財産権上の訴えとして義務履行地である当時の武富士の本店所在地を管轄する東京簡易裁判所にも管轄が認められるものである。（民事訴訟法 5 条 1 号）

4. 被告は、法律の専門家を代理人として選任しており簡易裁判所の特則を活用することで、十分訴訟活動が可能であり、電話会議という方法（民事訴訟法 170 条 3 項）書面のやりとりは FAX が使え、統定期日における陳述の擬制（法 277 条）や尋問に代わる書面の提出（法 278 条）等の審理上の特則を活用すれば、遠距離にいても対応できることは明らかである。

5. 上記のような事情に加えて、

- ① 本件は、書証の取り調べのみで明らかになること。
- ② 被告本人の証人尋問が必要である事はないこと。

上記事情を総合的に鑑みて、民事訴訟法第17条の規定する訴訟の著しい遅滞を避けるため等の要件を満たすとも言えず、本件移送の申立に理由はない。よって、本件は東京簡易裁判所において審理していただくようお願いする次第です。

以上

これは謄本である。

平成25年6月5日

東京簡易裁判所民事第10室

裁判所書記官 加藤秀規

